

令和5年5月31日発行

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

農業担い手メールマガジン（第390号）

◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆・☆・◆

<トピックス>

1. インフラメンテナンス大賞へ応募しませんか？
2. 「最適土地利用総合対策」の令和5年度第2回申請受付中！
3. 山村の特産品開発に関する各種サポート事業参加募集！
4. 農村プロデューサー養成講座「実践コース」の受講生募集！
5. 農薬危害防止運動が始まります
6. 農作業中の熱中症対策の徹底について
7. 韓国で口蹄疫が再発しています！

◆◆◆現場の皆さんへ◆◆◆

【1. インフラメンテナンス大賞へ応募しませんか？】

農林水産省では、国土交通省等と連携して、インフラの管理、点検や機能診断、補修に対する工夫を行っている取組を「インフラメンテナンス大賞」として募集し、優れた取組を行う事業者、団体、研究者等を表彰しています。

今年度は、令和5年4月25日(火)から6月30日(金)までの間で募集を行い、令和6年1月に表彰式を行う予定です。

今回から、内閣総理大臣賞が新設されました。

地域農業者で取り組む水路の維持管理など、皆さんの取組が広く全国に紹介される絶好の機会です。

積極的な応募をお願いします。

◇詳しくはこちら

プレスリリース

→ <https://www.maff.go.jp/j/press/nousin/sekkei/230425.html>

インフラメンテナンス大賞の詳細な内容や過去の受賞履歴（国土交通省ホームページ）

→ https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

◇お問い合わせ先

農林水産省農村振興局設計課（担当；原之藺、筒井）

TEL：03-3501-3749（直通）

【２．「最適土地利用総合対策」の令和５年度第２回申請受付中！】

農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策は、中山間地域における複数集落を対象に、地域の実情に即した農用地保全のための多様な取組を総合的に支援しています。

本対策は、地域ぐるみの話し合いによる将来の土地利用の概略構想、実証を踏まえた土地利用構想の策定（ソフト事業）と、刈払、伐根、整地などの簡易な基盤整備、農業用ハウスや簡易トイレなどの農業環境整備（ハード事業）があり、地域のニーズにきめ細やかに活用いただける事業ですので、地域の特性を生かした取組にご活用ください。

なお、令和５年４月から、面積要件の廃止、交付額上限の引き上げ、実証的な取組の支援の追加、粗放的利用の取組支援に「景観作物」、「鳥獣緩衝帯」、「ビオトープ」を追加など、地域のニーズに沿った支援ができるよう支援内容の大幅な拡充をしています。

また、本対策での土地利用構想図の策定と実証の取組を通じ、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画（目標地図）や農山漁村活性化法に基づく活性化計画の円滑な作成が可能となっております。

令和５年度の第２回目の事業申請受付は令和５年６月３０日まで行っています。本事業の活用をお考えの方は、以下のホームページの内容をご確認の上、取組を予定している地域の市町村にご相談ください。

◇農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）について詳しくはこちら

→ <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html>

◇お問い合わせ先

農林水産省農村振興局地域振興課（担当；荒廃農地活用推進班）

TEL：03-6744-2665（直通）

【３．山村の特産品開発に関する各種サポート事業参加募集！】

振興山村の活性化を目指し、地域の特産品や山村ならではのサービスの開発等を支援する「山村活性化支援交付金」をご存じでしょうか。

この交付金は、各地域の取組の予算的支援である「山村活性化対策事業」と、そうした取組の前・

後を専門家が支援する「山の恵みプロジェクト」の2つで構成されています。

現在、「山村活性化対策事業」の第二次募集と、「山の恵みプロジェクト」の各種プログラムへの参加者募集を行っています。

「山村活性化対策事業」は、山村の特産品やサービス（観光コンテンツやご当地メニューなど）の開発や販売に関する取組のソフト部分について、一地区あたり上限年間1千万円×3年間、定額（100%）補助するものです。

一方、「山の恵みプロジェクト」では、各地域のそれぞれの悩みに専門家が寄り添い、支援を行います。具体的には、山村活性化対策事業に取り組む前の方に対し、商品やサービスの開発方法や事業計画の立て方をマーケティングや商品開発のプロが講習指導。事業実施中及び事業後の方に対しては、開発商品の販路拡大や事業改善方法について、個別に実践的アドバイスをを行います。

詳しくは農林水産省の「山村振興」のサイトをご覧ください。

▼詳しくはこちら（農林水産省 HP）

◇「山村活性化対策事業」第二次募集

・募集期間：令和5年5月31日（水）～6月19日（月）

→ <https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/R5bosyu2.html>

◇「山の恵みプロジェクト」参加募集

・参加募集期間：令和5年5月26日（金）～6月23日（金）等※

※参加募集の期間は、プログラム毎に異なります。

→ https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sanson/projectb_r5.html

◇お問い合わせ先

農林水産省農村振興局地域振興課（担当；山之内、齊藤）

TEL：03-6744-2498（直通）

【4．農村プロデューサー養成講座「実践コース」の受講生募集！】

農村プロデューサー養成講座【実践コース】の受講生を募集中です！

経験豊かな講師陣による、（1）「オンライン講義」＋（2）「対面講義による実例を基にした模擬演習」＋（3）「研修生の実践活動を題材としたオンラインゼミ」の3段階で学べる貴重な機会です。この機に実践で「活かせる」現場力を身に付けてみませんか？

実践コースは全国8会場にて、地方自治体職員及び地域づくりに意欲がある方を対象として参加人数は100人程度を予定しています。

お申込は、以下のURLより様式をダウンロードし、必要事項を記載してメールに添付ください。
受講生は、講師及び事務局による選定を経て決定します。（先着順ではありません。）
募集期間は6月20日（火）までです。

地域づくりに携わっておられる方、地域づくりに意欲のある方のたくさんの御参加をお待ちしています！

◇農村プロデューサー養成講座実践コース（パソナ農援隊特設ページ）

→ <https://pasona-nouentai.co.jp/nouson-producer/practicalcourse>

◇お問い合わせ先

農林水産省農村振興局農村計画課（担当；岩谷）

TEL：03-3502-6001（直通）

【5．農薬危害防止運動が始まります】

農薬の安全かつ適正な使用、使用中の事故防止、環境に配慮した農薬の使用等を推進するため、毎年、6月から8月まで、関係省庁や都道府県などと連携して、農薬危害防止運動を実施しています。

今年度の運動テーマは「守ろう 農薬ラベル、確かめよう 周囲の状況」です。

農薬を安全かつ適正に使用して、事故や被害を未然に防ぎましょう。

<特に注意するポイント>

- （1）農薬ラベルの確認と使用履歴の記帳の徹底
- （2）土壌くん蒸剤（クロルピクリン剤）を使用したときは必ず被覆
- （3）住宅地の近くでは事前に周知、飛散を防止
- （4）誤飲を防ぐため、農薬は施錠して適切に保管、飲食物の容器に移さない

◇詳しくはこちら

→ https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/

◇お問い合わせ先

農林水産省消費・安全局農産安全管理課（担当；浜砂、真間）

TEL：03-3501-3965（直通）

【6．農作業中の熱中症対策の徹底について】

近年、農作業中の熱中症により多くの犠牲者が発生しており、直近の令和3年の死亡事故調査においては、全国で23名の尊い命が失われています。

5月は体が暑さに慣れておらず、熱中症リスクも高まりますので、以下の熱中症対策を心がけ、安全な日々をお過ごしください。

- ・暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しの良い場所で作業を！

- ・こまめな休憩と水分補給

のどの渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給！

- ・単独作業は避ける

複数人で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う！

- ・熱中症対策アイテムの活用

日差しを防ぐ帽子や吸湿速乾性の衣服着用、ファン付きウェアや送風機を活用！

また、熱中症の疑いがある場合は以下の対応をお願いします。

- ・作業を中断（代表的な症状：汗をかかない、めまい、吐き気、倦怠感など）

- ・応急処置（涼しい場所へ避難、体を冷やす、水分・塩分を補給など）

それでも症状が改善しないなら病院へ行き、診療を受けましょう

◇詳しくはこちら

熱中症対策（農林水産省 Web）

→ https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anzen/nechu.html

◇お問い合わせ先

農林水産省農産局技術普及課（担当；農作業安全班）

TEL：03-6744-2111（直通）

【7. 韓国で口蹄疫が再発しています！】

韓国当局から、5月10日に口蹄疫の発生が確認された旨の公表がありました。5月19日時点ですでに11例目の発生が確認されるなど、現在も感染が拡大しています。

韓国を含め、海外からソーセージ、ジャーキー、肉まんなどの肉製品を日本に持ち込むこと、郵便物や宅配便を利用して日本に送ることは法律で禁止されています。

肉製品などの畜産物を違法に持ち込んだ場合、300万円以下（法人の場合5000万円以下）の罰金又は3年以下の懲役の対象となります。

万が一、海外から届いた荷物の中に畜産物が入っていた場合は、速やかに最寄りの動物検疫所へご連絡いただきますようお願いいたします。

動物検疫所では、引き続き水際検疫強化に取り組んでまいりますので、皆様のご協力を重ねてお願いいたします。

→ <https://www.maff.go.jp/aqs/>

FAX : 045-754-1729

西日本を中心に梅雨入りを果たし、蒸し暑い季節になってきました。私はクールビズということで比較的軽装で勤務していますが、それでも暑さを感じずにはられません。本格的な夏はまだ先ですが、この季節から熱中症には要注意です。本メールマガジンの【6. 農作業中の熱中症対策の徹底について】でも紹介しております通り、皆様におかれましても熱中症対策をしっかりとさせていただき、無理をせずお過ごしいただければ幸いです。（高橋）

→ <https://www.facebook.com/nogyokeiei>

→ <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/keiei/keiei/180817.html>

→ <https://www.maff.go.jp/j/use/link.html>

- 6 -

- 発行日 : 毎月 1 回発行
- 発行元 : 農林水産省経営局経営政策課 担当: 大庭、磯野、高橋

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyou/hyousyou_merumaga.html

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

